

平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第6日目)

平成17年3月23日(水曜日)

午前10時00分開議

第29 決議案第1号 議員定数及び報酬等調査特別委員会設置に関する決議

第30 請願第1号 消費税の増税に反対する請願書

追加日程

請願第2号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書

請願第3号 北海道経済の活性化等を求める請願

請願第4号 職業紹介業務の民間開放に反対する請願

請願第5号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する請願

意見書第1号 職業紹介業務の民間開放に反対する要望意見書

意見書第2号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書

意見書第3号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書

意見書第4号 北海道経済の活性化等を求める要望意見書

議案第27号 平成16年度訓子府町一般会計補正予算(第10号)

第31 報告第1号 市町村合併調査特別委員会の調査報告について

第32 報告第2号 定期監査結果報告について

第33 報告第3号 出納検査結果報告について

第34 常任委員の選任について

第35 議席の変更について

第36 議会運営委員の選任について

第37 議会広報特別委員会の設置について

出席議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|------|---|
| 1番 | 田中 | 與士信 | 君 | 2番 | 上原 | 豊茂 | 君 |
| 3番 | 小坂 | 正利 | 君 | 4番 | 渡邊 | 易右工門 | 君 |
| 5番 | 佐藤 | 静基 | 君 | 6番 | 橋本 | 憲治 | 君 |
| 7番 | 柴田 | 喜八 | 君 | 8番 | 大坪 | 勝廣 | 君 |
| 9番 | 高橋 | 徳男 | 君 | 10番 | 渡邊 | 守彦 | 君 |
| 11番 | 山本 | 朝英 | 君 | 12番 | 小林 | 一甫 | 君 |
| 13番 | 松浦 | 啓博 | 君 | 14番 | 安藤 | 義昭 | 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|-----------|-----|-----|---|
| 町長 | 深見 | 定雄 | 君 |
| 助役 | 宮川 | 伊三男 | 君 |
| 総務課長 | 山田 | 日出夫 | 君 |
| 企画財政課長 | 佐藤 | 正好 | 君 |
| 税務管財課長補佐 | 村口 | 鉄哉 | 君 |
| 町民の声をきく課長 | 谷方 | 正夫 | 君 |
| 福祉保健課長 | 山川 | 栄二 | 君 |
| 農林商工課長 | 山内 | 啓伸 | 君 |
| 建設耕地課長 | 竹村 | 治実 | 君 |
| 生活環境課長 | 菊池 | 一春 | 君 |
| 水道課長 | 菊池 | 一春 | 君 |
| 施設車両課長 | 小田 | 藤夫 | 君 |
| 教育長 | 小野 | 茂 | 君 |
| 管理課長 | 平塚 | 晴康 | 君 |
| 社会教育課長 | 橋爪 | 実 | 君 |
| 監査委員 | 四十物 | 義雄 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 小野 | 良次 | 君 |
| 出納室長 | 佐野 | 正敏 | 君 |
| 行政改革対策室長 | 佐藤 | 純一 | 君 |

職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 議会事務局長 | 林 | 春雄 | 君 |
| 議会事務局次長 | 菅野 | 宏 | 君 |

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、全議員の出席であります。なお、白崎教育委員長、鳥山農業委員長、久原選管委員長から欠席、及び皆川課長に代わって村口課長補佐が出席しております。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

決議案第1号

議長（柴田喜八君） 日程第29、決議案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書98ページになります。

安藤義昭君。

議会運営委員長（安藤義昭君） 決議案第1号、98ページをお開きいただきます。

議員定数及び報酬等調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成17年3月10日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

| | |
|----------|------|
| 訓子府町議会議員 | 安藤義昭 |
| " | 松浦啓博 |
| " | 上原豊茂 |
| " | 佐藤静基 |
| " | 橋本憲治 |
| " | 山本朝英 |

次のページをお開きください。99ページ。

議員定数及び報酬等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議員定数及び報酬等調査特別委員会を設置する。

記

1. 名称 議員定数及び報酬等調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び訓子府町議会議員会条例第5条
3. 目的 議員定数及び議員報酬等について調査
4. 調査期限等 本委員会は、閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了後議決するまで継続存置する。
5. 委員の定数 13名（議長を除く全議員）

ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより決議案第1号の採決を行います。

安藤義昭君他5名から提出されました議員定数及び報酬等調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定し、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議会が本案の調査終了を議決するまで継続存置することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって安藤義昭君他5名から提出されました議員定数及び報酬等調査特別委員会設置に関する決議は可決され、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議会が本案の調査終了を議決するまで継続存置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議員定数及び報酬等調査特別委員会の委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第5条第2項の規定により議長を除く13名の議員全員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よってただいま指名したとおり議長を除く13名の議員全員を議員定数及び報酬等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

これから訓子府町議会委員会条例第9条第1項の規定により委員会室において、議員定数及び報酬等調査特別委員会の開催を口頭で通知しますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時15分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議員定数及び報酬等調査特別委員会において、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に大坪勝廣君、副委員長に高橋徳男君が選任されましたので報告いたします。

請願第1号

議長(柴田喜八君) 日程30、請願第1号を議題といたします。

まずもって、紹介議員の説明を求めます。議案書100ページ。

上原豊茂君。

2番(上原豊茂君) それでは消費税増税に反対する請願書についてのご説明を申し上げます。

ただいま議長からありましたように、100ページであります。

訓子府農民組合委員長、中西康二氏から提出されております消費税の増税に反対する請願について、ご説明申し上げます。

今、国の財政難を理由に政府税調において、消費税の税率引き上げを打ち出しております。昨今の農業は調整方針でもありましたとおり、厳しさが続く農業情勢と示されているとおりであります。

皆さま周知のとおり、本年度より消費税免税点の引き下げにより、新たに全国では12万人の農業関係者が、当町においてはほとんどの農家が消費税納税の対象となり、平成18年3月には申告納税を行わなければなりません。

きたみらい、JA きたみらい訓子府支所の昨年度の組合員平均売上高を申し上げますと、一般畑作では2,300万、玉ねぎ農家では2,600万、酪農家では4,500万と言う数字が先般報告されております。一般畑作農家の2,300万と推定されております売上高に対して、消費税率を乗じた70%を差し引いた納税額は、5%では34万5,000円、10%では倍の69万円となります。この金額は所得税、住民税が出てこなくても支払うものでありまして、税率減税廃止とともに農家経営に対して大きな影響を与えるところであります。また、JA支所の担当者の話によりますと、現行税率での賦課においても、極めて厳しい状況が生まれることが考えられるというふうに話しておりました。

この上、さらなる消費税の税率アップは、多くの農家経営の存続すら危ぶむものとなります。この問題は、農家だけではなく、零細事業者や一般消費者にとっても負担となり、消費経済の悪化を招くことも十分考えられるわけであります。

農業を基幹産業とする当町において、農業経営を守ることを目指すのはもとより、消費税率アップの動きにいち早く対応し、住民の声を中央に伝える行動を起こすことは、農家に従事するものの士気を高める意味からも重要なことであると考えられます。

このような訓子府町農民組合の請願趣旨をご理解いただき、ご審議の上ご採択くださいますようお願い申し上げます。請願の説明といたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、橋本憲治君。

6番(橋本憲治君) 消費税については、強い国民の反対があるということは十分に私も承知しておりますけれども、前々回は商工会も全国組織で、全国商工会連合も、消費税に反対した経緯もありまして、そういう意味でも消費税の導入は、慎重にかつ進めるべきだなというふうに十分認識しているつもりでありますけれども、今の与党では、今の与党と言うよりも、小泉氏は任期までは消費税を導入しませんよという明言をしております。なおかつ、この自民党の中でも、この2月28日にやっと税制改革研究会を立ち上げて、その小泉氏の任期後の財政のあり方を考えるという部会をこの2月28日に立ち上げたばかりでございます。それにつけても、国債残高が483兆円に膨らんだということで、消費税によりまして、これからの経済成長、社会保障、国民負担率、公共事業などの消費税の税制改革は避けて通れないような状態になっておるとお思います。いずれにしろ、この論議の中間をまとめて、来春までに財政計画を示したいということで、今の部会で進んでると聞いております。ただ、保険、年金制度の見直しを含めて、もしかしたら、消費税の中に福祉目的税も入ることがあれば、ただ、消費税を反対する私はものではございません。そういう意味では、財政の改革がこれから大きな問題になってくるとお思いますので、今後の政府の方針を見てからでも十分判断できると思っておりますので、時期尚早かなという気持ちで反対の答弁とさせていただきます。

議長(柴田喜八君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、田中與土信君。

1番(田中與土信君) 私も請願者から紹介議員になるようにというお話がありまして、紹介議員になっているんですけれども、今回の消費税増税に反対する請願の基本的な中身は、まず税率の問題もありますけれども、来年の3月から実際に申告納付をよぎなくされる免税点の引き下げなども消費税の大きな課題になっているもので、今の紹介議員の説明にもありましたように、これが従来はなかったものをほとんどの訓子府の農家が、これによって消費税の納付をしなければならないというような状況にあるということをお考えすると、従来、改めて消費税を納付をするということをやってなかったところによって大きな負担になるというのが、請願の大きな趣旨になると思うんですけれども、そういう点で、ぜひ、消費税にかかわる税制改革は、やめるべきだという点で、皆さんの同意をいただきたいなというふうに思っています。

もう一つは、最近社会保障も含めて、多くの国民に負担をお願いをするという形で、所得のあるところないところからも消費税を負担をするというようなことで、大衆税が今のその税制が正しいんだと言いますが、一つの流れなんだというようなことで、特に所得の大きな儲かっているところでは、この大衆課税を一つの方向にすると、税制の基本にするという流れがどんどん強まっています。そのことは説得のない、力のないものの負担感を非常に大きくしていると。今のその国の財政の問題の中の大きな原因には、景気が悪いということももちろんありますけれども、無駄な歳出が随分あると。そのことが財政の運営を

困難にして原因にもなっています。そういう理由がありますから、今そのいわゆる行政改革と称しているいろいろな特殊法人や社会保障制度なども含めて、その見直しをするという状況になってるのは、皆さんたぶんご存じのことではないのかなというふうに思いますけれども、まず、私たちが考えなければならないのは、先ほど申し上げましたように、道路公団なんかは特に最近テレビなんかで取り上げられてますけれども、ああいうものも含めた、その特殊法人の見直しなどで、できるだけ歳出カットをします。そのことで、財政の立て直しを基本的に図っていくと。それで足りないときは、皆さんにお願いをするというのが、本来、筋なんではないのかなと。そうあるべきだと私は思っていますので、安易に弱いところに課税をするという、特にその代表的な消費税の増税につながるというものについては、賛成できないということで、この請願には賛成をしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） 反対の立場から意見を言わせていただきたいと思えます。

私、この消費税に関しましては、先ほど説明がありました内容を聞き、あるいは、またこの文章を見ながらいろいろ考えるんですけども、説明の中では免税点、今までの免税措置を講じられたところが、来年からそれがある程度緩和されると言うのか、撤廃されると言うか、そういうこともあって、非常に農家経済にも負担がかかるというお話がございました。

私、税というのは、国民に等しく、今までこの消費税に関しては払ってると思っております。物を買うときには必ず消費税という形で、代金に上乗せをして支払ってるというのが今の仕組であります。しかし、この免税措置を得て、もらっている事業者であっても、払っていない、国に納めていないというそういうところもあるわけです。やはり税というのは、国民平等に負担をし、そして、国民平等な形での不公平感をなくす、そして、収めるというのが、この国民の義務だというふうに思うわけです。もらっていても払わないというのは、やはり国民の義務に反するというように私は思うのであります。

それからもう一つ、税の引き上げに関する考え方でありまして、この消費税というのは、国の財政が大変だからということもあります。しかし、一方では、この消費税が地方に還元されるというものもあるはずで、そういう意味からすれば、今地方の財政が非常に厳しいという状況の中では、少なくとも、この消費税のいくらかの部分でも地方に還元されれば、それだけ地方としても、潤いが出てくるという具合に思います。そういう意味からしまして、今国がまだどういう方向で引き上げるのか、どういう目的でもって引き上げるのかというような判断は、未だまだ示しておりません。私はそういう意味からして、もう少し国の情勢を見極めた中で、判断をしても遅くはないのではないかと、そのように私は思うのであります。そういう意味からしまして、今ここでこの請願に対して採択するのは、若干時期的に早いのではないかと感じをいたしますので、反対の討論をさせていただきます。

議長（柴田喜八君） はい、次に、賛成討論の発言を許します。

12番、小林一甫君。

12番(小林一甫君) 私は、今回の消費税の請願につきましては、賛成の討論させていただきたいと、このように考えております。

先ほど田中議員からも、私が言おうとしていた大まかなことは述べられておりますので、短く簡単に申し上げたいと思いますけれども、国の財政の厳しい部分を国民に押しつけるということについては、今の国の財政の使い方から見ても、非常に問題があるのではないかなというような気をしております。

この消費税につきましては、いろんな使い方があるというようなことでありますけれども、弱者は非常に生活に困っていく部分が強いのではないかなというような気がいたします。かなりの高齢者の方については、毎日の生活の中で、日常品の購入等、今5%ということでありますけれども、これがどのような数字になってくるのか、まだ判断はつきせんけれども、たぶん2桁台になるであろうというような、そういうことも聞かれておりますので、そういうことから考えると、消費税の増税については、私は反対をとることで、自分の意志表示をできるのかなというような感じを思っておりますし、先ほど反対の討論の方から時期尚早でないかなというようなことを言われましたけれども、こういうものは早めに出さなければ、政府の方針が決まってからではとてもじゃないですけども、そのまますんなり通過してしまいますので、そういうような観点から、ぜひ、今回の請願の取り扱いについては、私は賛成討論とさせていただきます。

議長(柴田喜八君) はい。次に、反対討論の発言を許します。

11番、山本朝英君。

11番(山本朝英君) 今それぞれ賛成・反対の議論いたしているところでございますけれども、実は私もその反対の方の意見を若干述べさせていただきたいと思っております。

この消費税の関係については、それぞれ松浦議員からも話ありました。実は、私は今まで3,000万円以下でしたから、もらっている方でして、3,000万円以上の人だけが払っていたというようなことで、これいづれ農業というのは、規模拡大だとか、高収入の中では当然避けて通れないと思っていましたし、3,000万円なることは、もうこれは早くから決まっていたので、当然その覚悟をしていましたから、この点については、いまさら議論するものではないという判断をしています。それから問題は、まだたぶん橋本議員かと思っておりますけれども、国会でまだそこまで論議されてないと。これから、いわゆるその少子高齢化の中で、どう対応していこうかということ、これから論議するところであります、これからは福祉目的に使うのか、あるいは、その年金の一部財源にするのかとか、地方どのくらいやるのかとか、これから論議する中ですので、私は、地方のわれわれが、国がちょっと動き出したときになんでもすぐ反対だということには、非常に問題があるんだという考えを持ってまして、これは言えばたくさんありますけれども、時期がまだ早いと、尚早だという判断してまして、反対の討論に代えさせていただきます。

議長(柴田喜八君) 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。反対討論もなしと認めます。
討論がないので、これをもって討論を終了いたします。
これより請願第1号の採決を行います。
本案を採択することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) はい。挙手少数であります。
よって請願第1号は不採択されました。

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

ただいま、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝君及び訓子府町農民連盟委員長、遠藤保君の連名で、請願第2号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書の件が、留辺蘂地区連合会訓子府支部会長、竹内豊君から請願第3号 北海道経済の活性化等求める請願、請願第4号 職業紹介業務の民間開放に反対する請願、請願第5号 所得税等の税率定率減税縮減・廃止に反対する請願の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よってこの際、請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

請願第2号

議長(柴田喜八君) 請願第2号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

佐藤静基君。

5番(佐藤静基君) お許しをいただきましたので、請願書を提出いたします。

この件につきましては、請願書の中に趣旨が十分示されておりますので、朗読によりまして説明に変えたいと思えますので、ご理解の上、ご承認いただくようよろしくお願い申し上げます。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書。

紹介議員、大坪勝廣。

紹介議員、佐藤静基。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

(以下、請願書朗読、記載省略)

なお、紹介議員の思いとして、去る2月25日、衆議院予算委員会において、島村農林水産大臣のBSEの全頭検査は、世界の非常識との発言については、今日本の酪農家はこのような請願書を提出して、国民の食の安全を守ろうとしているとき、あのような発言は農業者の一人として誠に残念に思います。

以上です。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑とします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議ないしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって請願第2号は採択されました。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時00分

請願第3号

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

請願第3号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 請願を受けましたので、朗読によって説明にかえさせていただきたいと思います。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

北海道経済の活性化等を求める請願。

請願者、訓子府町東町410番地、留辺蘂地区連合会訓子府支部会長、竹内豊。

紹介議員、小林一甫。

趣旨を朗読させていただきます。

(以下、請願書朗読、記載省略)

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本案を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって請願第3号は採択されました。

請願第4号

議長(柴田喜八君) 請願第4号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 請願第4号。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

職業紹介業務の民間開放に反対する請願。

請願者、訓子府町東町410番地、留辺薬地区連合会訓子府町支部会長、竹内豊。

紹介議員、小林一甫。

趣旨につきましては、朗読によって説明にかえさせていただきます。

(以下、請願書朗読、記載省略)

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑となります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本案を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって請願第4号は採択されました。

請願第5号

議長(柴田喜八君) 請願第5号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 請願第5号。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

所得税等の低率減税縮減・廃止に反対する請願。

請願者、訓子府町東町410番地、留辺薬地区連合会訓子府町支部会長、竹内豊。

紹介議員、小林一甫。

以下、朗読によって趣旨をご説明申し上げます。

(以下、請願書朗読、記載省略)

議長(柴田喜八君) はい。これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本請願を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって請願第5号は採択されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 18 分

追加日程の決議

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいま渡邊守彦君他 6 名から意見書案第 1 号 職業紹介業務の民間開放に反対する要望意見書の件が、小坂正利君他 5 名から意見書案第 2 号 所得税等の低率減税縮減・廃止に反対する要望意見書の件が、渡邊守彦君他 6 名から意見書案第 3 号 平成 17 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書、意見書案第 4 号 北海道経済の活性化等を求める要望意見書の件が提出されました。

この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第 1 号、意見書案 2 号、意見書案第 3 号、意見書案第 4 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第 1 号

議長（柴田喜八君） 意見書案第 1 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

10 番（渡邊守彦君） ただいま議長のお許しがいただきましたので、意見書案第 1 号。

職業紹介業務の民間開放に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 23 日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

| | |
|----|------|
| 議員 | 渡邊守彦 |
| 議員 | 山本朝英 |
| 議員 | 大坪勝廣 |
| 議員 | 高橋徳男 |
| 議員 | 小林一甫 |
| 議員 | 松浦啓博 |
| 議員 | 安藤義昭 |

職業紹介業務の民間に開放に反対する要望意見書、内容につきましては、紹介議員から詳しく説明がありましたので、省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月23日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長（柴田喜八君） 意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

小坂正利君。

3番（小坂正利君） 意見書案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

所得税等の低率減税縮減・廃止に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月23日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

| | |
|----|--------|
| 議員 | 小坂正利 |
| 議員 | 渡邊易右工門 |
| 議員 | 田中與士信 |
| 議員 | 上原豊茂 |
| 議員 | 佐藤静基 |
| 議員 | 橋本憲治 |

意見書案の内容につきましては、先ほど紹介議員の小林議員がご説明あった文章と同じでございますので省略いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月23日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
経済財政政策担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

議長（柴田喜八君） 意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

10番（渡邊守彦君） 意見書案第3号。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月23日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦
議員 山本朝英
議員 大坪勝廣
議員 高橋徳男
議員 小林一甫
議員 松浦啓博

議 員 安 藤 義 昭

平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書、以下につきましては、先ほど紹介議員の佐藤議員から詳しく内容説明がございましたので、省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月23日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴 田 喜 八

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

農 林 水 産 大 臣 様

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） はい。これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長（柴田喜八君） 意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

10番（渡邊守彦君） 意見書案第4号。

北海道経済の活性化等を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月23日

訓子府町議会議長 柴 田 喜 八 様

提 出 者

議 員 渡 邊 守 彦

議 員 山 本 朝 英

議 員 大 坪 勝 廣

議 員 高 橋 徳 男
議 員 小 林 一 甫
議 員 松 浦 啓 博
議 員 安 藤 義 昭

北海道経済の活性化等を求める要望意見書、以下につきましては、先ほど詳しく内容説明が小林議員の方からございましたので、省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月23日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴 田 喜 八

内閣総理大臣 様

以上、よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決及び議案第27号

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第27号 平成16年度訓子府町一般会計補正予算についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

助役。

助役（宮川伊三男君） それではお許しをいただきましたので、議案第27号のご説明を申し上げます。

平成16年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）でございます。

この度の補正につきましては、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ400万

円を追加し、総額を45億2,560万6,000円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、事項別明細書についてご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上が議案第27号の補正の内容でございます。ご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号

議長(柴田喜八君) 日程第31、報告第1号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。101ページです。

議会事務局長(林 春雄君) 議案書の今101ページということで、議長の方からお話ありました。そこをお聞きください。

報告第1号 市町村合併調査特別委員会の調査報告について。

平成15年6月26日市町村合併調査特別委員会に付託した「市町村合併に関する調査の件について」の調査の結果について、委員長から次のとおり報告があった。

平成17年3月10日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

記、別紙ですけれども、102ページをご覧いただきたいと思います。

平成17年3月10日

訓子府町議会議長 柴田喜八

市町村合併調査特別委員会

委員長 大坪勝廣

市町村合併調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査(開催)期日 平成15年 6月26日、 7月15日、 9月17日
11月28日、 12月19日

平成 16 年 1 月 20 日、 2 月 9 日、 2 月 23 日
3 月 17 日、 4 月 16 日、 4 月 23 日
6 月 16 日、 8 月 25 日、 9 月 8 日
10 月 21 日、 11 月 19 日
平成 17 年 1 月 14 日、 2 月 9 日

その前の議長宛ての文章ですけど、「様」が抜けておりますんで、ひとつ訓子府町議会議長柴田喜八様と入れてください。すみません。

次の 2 番目にいきます。

- 2 . 調査（開催）場所 委員会室
- 3 . 出席者 委員全員、議長、事務局
- 4 . 調査結果 町民の意向を尊重し、自立の道を歩まざるを得ない結果となった。
- 5 . 調査概要 別紙のとおり

別紙のとおりですけども、別紙については朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。質疑ございませんか。

安藤義昭君。

14 番（安藤義昭君） 今の報告に対して、特別どうのこうのではないんですけども、あとから何か起きたら困ると思って、ちょっと訂正をしていただきたいと思う点がありますので、102 ページの平成 17 年度の 2 月の 19 と言ったけど、9 日でないですか。

議会事務局長（林 春雄君） すみません。私の朗読の誤りでございます。

平成 17 年 1 月 14 日と 2 月の 9 日でございます。

大変失礼いたしました。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本報告のとおり終了することとし、3 月末日をもって市町村合併調査特別委員会の調査を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、市町村合併調査特別委員会は、3 月末日をもって調査を終了することに決定いたしました。

報告第 2 号

議長（柴田喜八君） 日程第 32、報告第 2 号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（林 春雄君） 議案書の 114 ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第2号 定期監査結果報告について。
監査委員から、定期監査について次のとおり報告があった。
平成17年3月10日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。
記、別紙115ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年2月4日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町監査委員 四十物 義雄
訓子府町監査委員 田中 與士信

平成16年度 定期監査の結果の報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成16年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成16年度 定期監査結果報告書

117ページをお開きいただきたいと思います。

これ以下につきましては、3番の監査結果報告のみを朗読させていただき、以下については省略させていただきます。

3番目ですけれども、監査結果、平成16年11月に実施した建設工事等の現地調査及び平成16年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況、補助事業実施状況、学校管理事務状況等について監査を実施した結果、適切な行財政運営がなされていることを認める。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第3号

議長（柴田喜八君） 日程第33、報告第3号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（林 春雄君） 議案書の128ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成17年3月10日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年1月19日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年1月19日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

以下の表については、朗読を省略させていただきます。

131ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年2月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年2月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

以下、表については朗読を省略させていただきます。

別に配りました133-2というもの、あとから追加で配布してございますけども、そちらをご覧くださいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年3月8日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年3月8日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

以下、表につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対して、質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本報告を終わります。

常任委員の選任について

議長（柴田喜八君） 日程第34、常任委員の選任を行います。

事務局長から説明をさせます。

議会事務局長（林 春雄君） それでは議案書の134ページをお開き願いたいと思います。

常任委員会の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものです。

下の方の説明にありますように、委員の任期は4月30日で満了するため指名選任するものです。

委員会条例第2条では、総務文教7人、産業建設7人。第3条では委員の任期は2年となっております。

選任にあたってはあらかじめ議長が本人の希望徴収し、調整の上、議会に諮って指名することになっております

第8条第2項では、委員長、副委員は、委員会において互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ここで暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時13分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に田中與土信君、山本朝英君、安藤義昭君、松浦啓博君、渡邊守彦君、大坪勝廣君、それに私、柴田となります。7名。

産業建設常任委員に、佐藤静基君、小坂正利君、高橋徳男君、上原豊茂君、渡邊易右門君、小林一甫君、それに副議長の橋本憲治君が入ります。

以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

副議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、総務文教常任委員会に選任されました議長から常任委員を辞任したいとの申し出がございました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、訓子府町議会運営基準108で辞任を認めているところでありますので、議長の常任委員辞任について同意することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

副議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって議長を総務文教常任委を辞任することについて、同意することに決しました。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時44分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副員長の互選が行われましたので、その結果を報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長には渡邊守彦君、副委員長には山本朝英君、産業建設常任委員会委員長には高橋徳男君、副委員長には佐藤静基君が互選されました。

議席の変更について

議長(柴田喜八君) 日程第35、議席の変更を行います。

議席の変更は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名していただきます。

議席番号と指名を職員に朗読させます。

議会事務局長(林 春雄君) それでは5月1日からの議席の番号になりますけども、1番、田中議員、2番、安藤議員、3番、渡邊守彦議員、4番、山本議員、5番、松浦議員、6番、大坪議員、7番、これは指定席です。柴田議長、8番、小坂議員、9番、上原議員、10番、高橋議員、11番、佐藤議員、12番、小林議員、13番、渡邊易右工門議員、14番は指定席です。橋本副議長です。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) はい。ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会運営委員の選任について

議長(柴田喜八君) 日程第36、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、安藤義昭君、松浦啓博君、山本朝英君、橋本憲治君、小坂正利君、渡邊易右工門君、以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時55分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻りに会議を再開いたします。
休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。
委員長に安藤義昭君、副委員長に松浦啓博君が互選されましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会の設置について

議長（柴田喜八君） 日程第37、議会広報特別委員会の設置及び選任を行います。
議会広報発行に関する調査のため、6人の委員をもって構成する広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思います。本委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものにといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田中與士信君、松浦啓博君、山本朝英君、小林一甫君、上原豊茂君、高橋徳男君をそれぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時06分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。
休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。
委員長に小林一甫君、副委員長に上原豊茂君が互選されましたので、報告いたします。
ここで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午前 3時00分

閉会の宣告

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成17年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時01分

以上、平成17年第1回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員